

離 婚 届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 第		平成 年 月 日 号		発送 平成 年 月 日 長 印			
送付 第		平成 年 月 日 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知	

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 氏 名	妻 氏 名
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所	番地 番号	番地 番号
	(住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名	世帯主 の氏名
(2)	本 籍	番地 番号	
	(外国人のときは 国籍だけを書い てください)	筆頭者 の氏名	
(3)	父 母 の 氏 名 父母との続柄	夫の父	妻の父
	(他の養父母は その他の欄に 書いてください)	母	母
(4)	離婚の種別	協議離婚 調停 年 月 日成立 審判 年 月 日確定	和解 年 月 日成立 請求の認諾 年 月 日認諾 判決 年 月 日確定
	婚姻前の氏に もどる者の本籍	夫 は 〇もとの戸籍にもどる 妻 は 〇新しい戸籍をつくる 番地 筆頭者 番 の氏名	
(5)	未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
(6)	同居の期間	年 月 から 年 月 まで	
(7)	別居する前の 住 所	(同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8)	別居する前の 世帯のおもな 仕事と	番地 番号	
		番 号	
(9)	別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10)	その 他		
	届 出 人	夫 印	妻 印
	署 名 押 印		
	事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出してください。(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。

そのほかに必要なもの

調停離婚のとき → 調停調書の謄本

審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき → 和解調書の謄本

認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本

判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)			
署 押	名 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番	番地 番	番地 番

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)

☐ 取決めをしている。

☐ まだ決めていない。

(養育費の分担)

☐ 取決めをしている。

☐ まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。